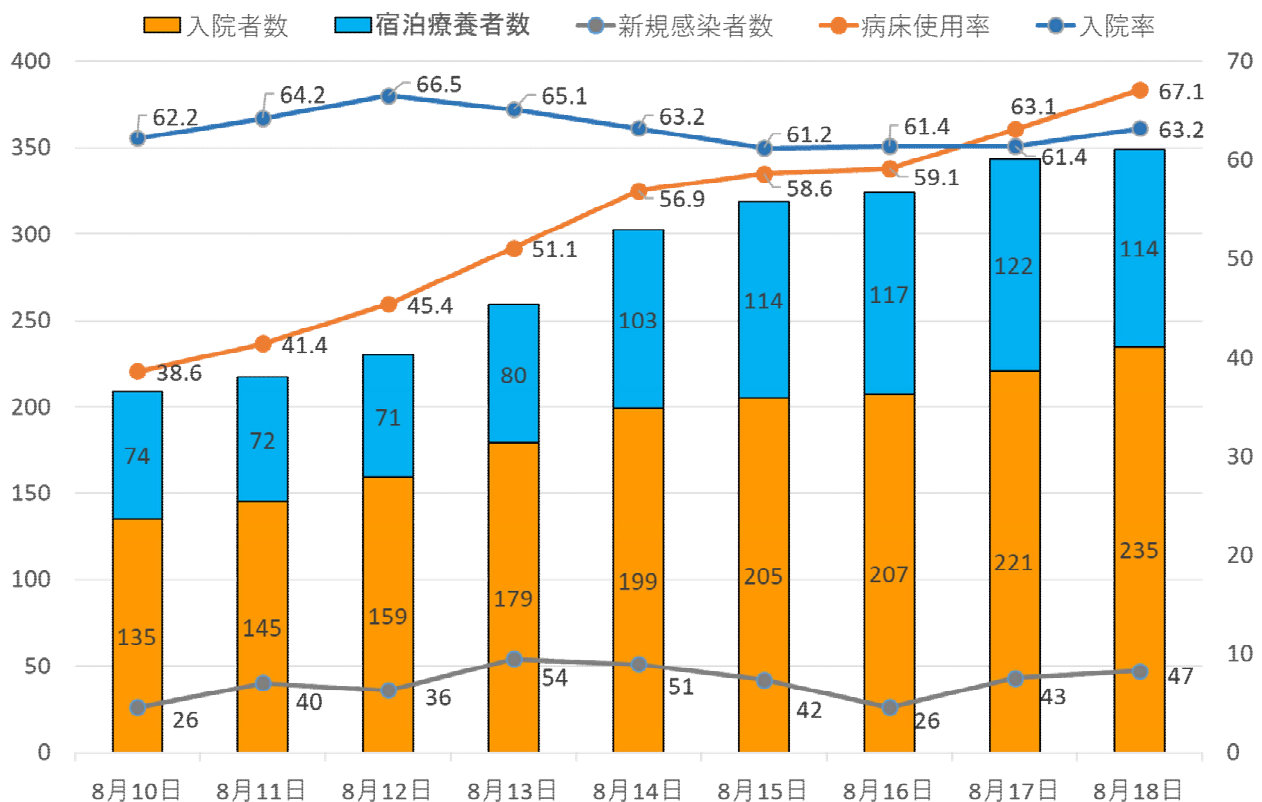


## 新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大期における医療提供体制について

岩手県では、新規患者数増加傾向が8月に入ってより顕著となっており、医療体制への負荷も高まっていることから、次のとおり新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大期における患者への入院や宿泊療養等の医療提供体制の強化を図ります。

## 1 療養者数の状況



## 2 急速な感染拡大期における医療提供体制について

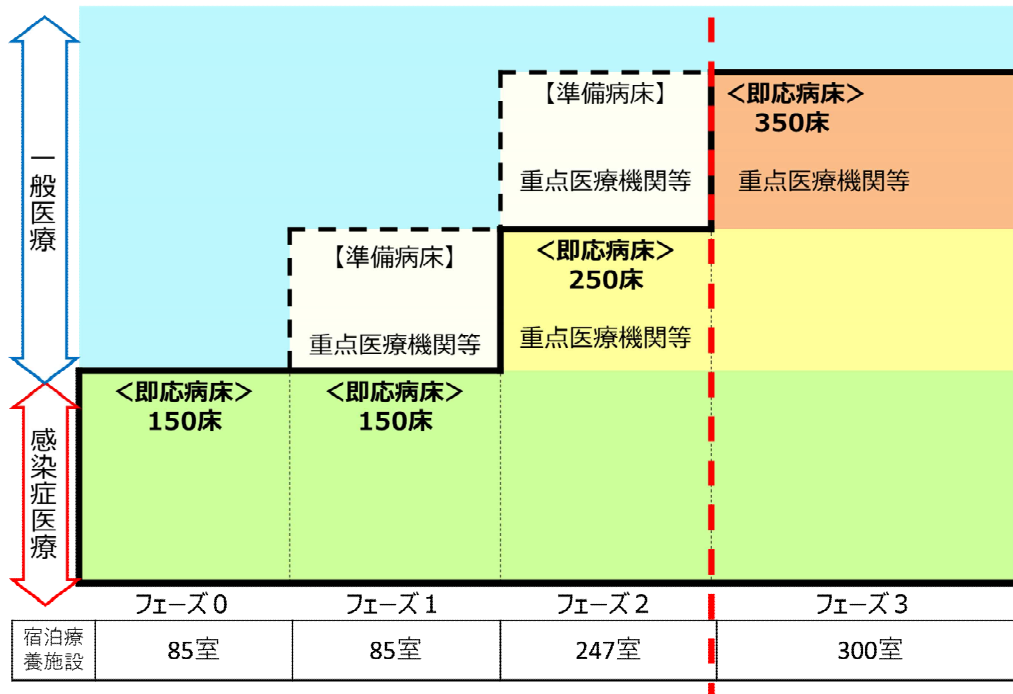
## (1) 基本方針について

県では、患者の適切な健康観察や家庭内での感染防止の観点から、患者については、原則として入院・宿泊療養とする方針を継続することとし、宿泊療養施設の更なる充実を図るとともに患者の入院、宿泊療養施設における円滑な調整を図ることなどにより医療体制の充実を図っていく。

(2) 当面の医療提供体制について

ア 急速な感染拡大期における病床の確保

8月13日に病床使用率が50%を超えたことから、新たな病床の稼働等により病床を確保し、入院受け入れ態勢を強化。

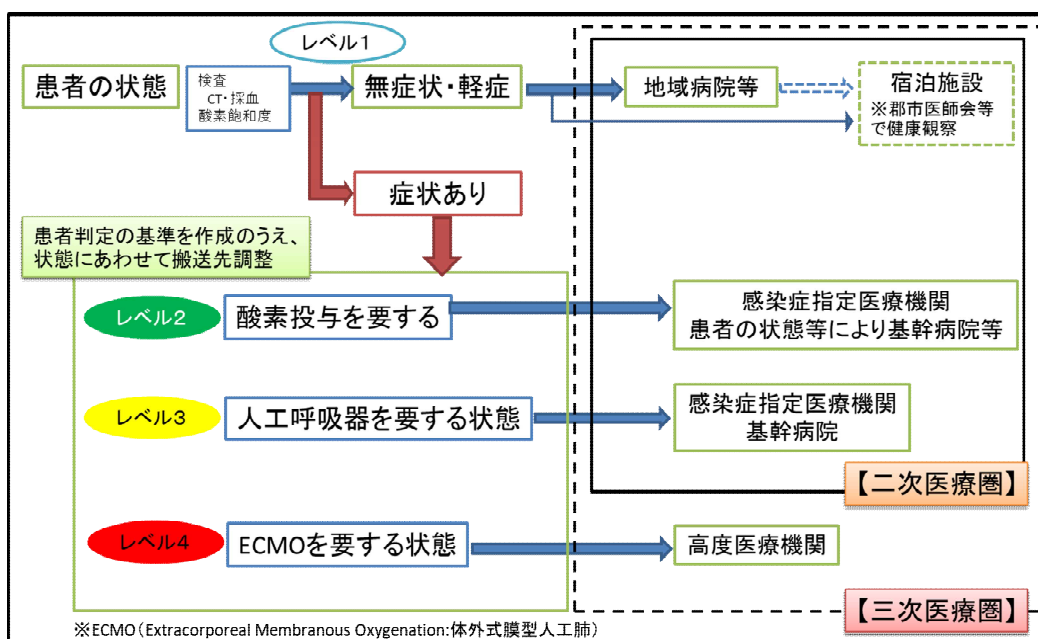


イ 宿泊療養施設3棟目の稼働

3棟目の宿泊療養施設（130室）を8月24日（火）から稼働。  
これにより、宿泊療養施設を377室で運用する見込み。

ウ 症状やリスクに応じた入院調整の実施

患者の状態に合わせた医療機関の役割分担に従い、入院調整を行う。



## エ 急激な感染拡大を想定した対応

基本方針に示したとおり、本県では入院又は宿泊療養を原則とするものの、急激に感染が拡大し、病床や療養施設が更にひっ迫するような場合には、次のような対応を取らざるを得ない可能性がある。

宿泊療養又は入院期間が7～8日経過した患者のうち、重症化リスクが低く症状が安定している患者（臨床的には退所・退院可能）については、「繰り上げ退所、退院」とし、新規患者の部屋を確保する。

「繰り上げ退所、退院」の場合、患者の健康観察や食料確保等については県が対応する。